

泉佐野市立次世代育成地域交流センター(地域交流施設)施設利用案内

◇施設概要

貸館施設	
1階	多目的ホール 176㎡(22.0m×8.0m)(200人収容) ※半室利用が可能です。【半室:88㎡(11.0m×8.0m)】
2階	和室 22㎡(5.5m×4.0m) 料理室 26㎡(5.5m×4.7m) ※料理室の貸し出しは和室とセットです。

◇開館時間

午前9時～午後9時

◇休館日及び 臨時閉館

休館日 毎月第1土曜日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)
閉館 ・震度5弱以上の地震が発生したとき
・コロナウイルス感染拡大防止に伴い緊急事態宣言が発令により開館しないと市が判断したとき
・Jアラート等によりミサイル発射情報があり、着弾等により開館しないと市が判断したとき
※すべての臨時閉館後、再開については施設から利用者に連絡をします。
※Jアラート等によりミサイル通過情報だけの場合は、開館いたします。
不明点がありましたら開館時間内にお問い合わせください。

◇申込方法

- ①受付日及び時間
平日(月から金)午前9時から午後5時まで(国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日除く)
- ②受付期間
使用日の3ヶ月前の初日から原則として利用日の1週間前まで
- ③申込方法
来館(電話による申込はできません。)
※施設使用料は全額前納制となっておりますので申込時にお支払いください。
申込書の連絡先は、常時連絡が付きやすい連絡先を記入ください。

◇使用時間と 使用料金

- ①使用時間区分と使用料金は、裏面「料金表」のとおりです。
- ②使用時間は準備、後始末等すべてに要する時間を含みますので、開会、閉会等の時間設定には充分留意してください。
- ③連続使用期間については、5日間を限度とします。

◇キャンセル 及び変更

以下の場合は、使用料の返金ができます。
①施設が臨時閉館等により使用できなくなったとき。
②使用日の7日前までに使用を取り消したとき。
※返金を受けられる場合は、施設使用料還付申請書、口座振替申出書(初回のみ登録)還付口座のわかる書類(窓口にて確認しすぐに返却)後日指定口座にお振込みします。

◇使用の制限 準備・手続

使用者は申請時点で、下記の事項について、打ち合わせを行ってください。
①混雑が予想される場合の案内整理員
②催し物の看板、ポスター等の掲示、配布について
③持ち込み機材等について
④使用備品について

◇使用日当日

- ①責任者は、使用前に使用許可書を持参の上、事務室までお越しください。
確認後、管理員が施設の解錠をいたします。
- ②机・いすなどの備品配置及び片付け収納は、管理員の指示に従い利用者で行ってください。
- ③施設等に汚損、破損させた場合は、相当額の弁償をしていただきます。
- ④許可された時間内に終了するようにしてください。
- ⑤ゴミの後始末は使用者で責任を持ち、お持ち帰りください。
- ⑥使用後は、必ず掃除をしてください。
- ⑦責任者は、お帰りになる前に「使用状況報告書」を管理員に提出してください。

◇禁止事項

使用者は、関係者に下記の禁止事項を遵守されるよう責任をもって周知徹底してください。

- ①使用を許可されていない施設への立ち入り。
- ②他人に危害や迷惑を及ぼす者の入場。
- ③所定の場所外での飲食や喫煙、ビン・カン類、火気、危険物の持込・使用。
- ④許可を受けないで、物品の販売や展示をすること。
- ⑤駐車場でのアイドリング、大きな声での会話など、必要以上に騒音振動を発生させる行為。
- ⑥施設の管理上、支障がある行為。

◇その他

- ①火災・停電・盗難・その他事故により、使用者・参加者等に事故が生じた場合、当施設に重大な過失がない限り、その責任は負いかねますのでご了承ください。
- ②駐車場内における損傷や盗難等の事故についても、当施設は責任を負いかねますのでご了承ください。

◇問合せ先

泉佐野市立次世代育成地域交流センター
 住所 598-0071 泉佐野市鶴原395番地
 電話 072-469-0660

泉佐野市こども部子育て支援課
 住所 598-8550 泉佐野市市場東一丁目295番地の3
 電話 072-463-1212(代表)

●料金表

(円)

	多目的室(全)(191㎡)				多目的室(半)(96㎡)				和室+料理室(54㎡)				和室(26㎡)			
	午前	午後A	午後B	夜間	午前	午後A	午後B	夜間	午前	午後A	午後B	夜間	午前	午後A	午後B	夜間
	10-12時	13-15時	15:15-17:15	18-21時	10-12時	13-15時	15:15-17:15	18-21時	10-12時	13-15時	15:15-17:15	18-21時	10-12時	13-15時	15:15-17:15	18-21時
通常料金	2,000	2,000	2,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,500	600	600	600	900	400	400	400	600
7割減免	600	600	600	900	300	300	300	450	200	200	200	300	100	100	100	150
3割減免	1,400	1,400	1,400	2,100	700	700	700	1,050	400	400	400	600	300	300	300	450

※減免規定

- (1)市議会及び市の執行機関が使用する場合 10割
- (2)子育て支援センター「つくしんぼ」のサークルに登録された団体が使用する場合 7割
- (3)泉佐野市町会連合会に加入している団体が使用する場合 7割
- (4)市内の私立の保育所及び幼稚園が使用する場合 7割
- (5)市内の障害者、高齢者及び母子の団体が使用する場合 7割
- (6)市内の社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を行う団体が使用する場合 3割
- (7)その他市長が特に必要があると認める場合 市長が別に定める割合